

墨田区消費者ニュース

編集・発行/墨田区産業観光部生活経済課消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 5608-6182

投資用マンションの契約にはご注意を

投資マンションの勧誘文句に、年金対策や税金対策をあげることもあるようです。「投資」という言葉に危険を感じる方も、老後の資金、年金、保険がわりにと聞くと、ぐっと関心を寄せるのではないのでしょうか。

投資用マンションの魅力

投資マンションの魅力は、なんといっても長期にわたり定額の収入が見込める、という点ではないのでしょうか。働く必要がないので副業として両立しやすく、資産形成もできます。でも、持っているのは魅力だけではありません。

投資用マンションのリスク

マンションを所有すれば、手間とコストとリスクは当然発生します。借り手がつかない、家賃を滞納される、となれば収入がありません。変動金利でローンを組んだ場合、金利が上昇すれば支出が増えます。古くなるほどに賃料を下げることや、補修維持管理にお金をかけること等が必要になってきます。保険などに比べて、マンション投資には、補修費など突発的で大きな出費をする可能性があるといえます。



いざというときのことで考えて、しっかりした計画を立てられるのか、それが自分にとって必要かどうかを考えてから、契約するようにしましょう。

投資用マンションの悪質な勧誘が増加！ — 断わっても断わっても勧誘が来る —

【相談事例】

職場に「不動産投資をしないか、年金対策にもなり、今がチャンス」という電話があった。

最初は断わっていたが、

あまりにも執拗な勧誘

があり「話くらいなぜ

聞けないのか！」と

すごまれ会うこと

にした。

「損をすることは

ない」と言われ契約を

したが、解除したい。



近年、投資用マンションの悪質な勧誘が増加しています。老後の年金への不安をあおり、絶対損をしないなど「長時間の脅迫まがいの勧誘された」、「深夜にも及んで電話を切らせて貰えない」など、あとを絶ちません。

【アドバイス】

- 買う気がないのであれば、話を聞かずに毅然と断りましょう。
- 悪質な勧誘については、宅地建物取引業法で威迫行為の禁止等を行っています。守らない場合は行政処分の対象になります。
- 契約した場合、宅地建物取引業法にはクーリングオフの規定があります。8日以内であれば要件が整えばクーリングオフが出来ます。
- 暴力等を振るわれたり、脅かされた場合は、警察に申し出ましょう。
- クーリングオフ期間が過ぎても早めにすみだ消費者センターに相談しましょう。

詳しいことは **すみだ消費者センター** にご相談下さい。

困ったときは早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

相談日：月～土曜日

*土曜日は電話相談のみ受け付けています

相談時間：午前9時30分～午後4時30分

相談専用電話：5608-1773

*最初は電話でご相談ください

所在地：墨田区押上 2-12-7-215



■交通機関

- ・東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」A3出口徒歩3分
- ・東武伊勢崎線「業平橋」徒歩7分
- ・都営バス（墨38）「向島三丁目」バス停前